

【看護小規模多機能型居宅介護】
看護小規模多機能 ケアパークこうよう
重要事項説明書

1 看護小規模多機能 ケアパークこうようの概要

(1) 事業主体

事業主体名	社会福祉法人 信 和 会
代表者名	理 事 長 細越 善次郎
所在地	東京都中央区日本橋浜町二丁目44番4号

(2) 事業所の概要

事業所の名称	看護小規模多機能 ケアパークこうよう
事業の種類	看護小規模多機能型居宅介護
指定事業所番号	0290300441
管理者名	小泉 裕子
指定年月日	令和元年6月1日
所在地	青森県八戸市江陽二丁目1番32号
電話番号	0178(45)1573
交通の便	本八戸駅から車で10分

(3) 事業実施地域、内容及び営業時間

営業日	365日
営業時間	訪問系サービス 24時間 通いサービス 9:30～15:30 宿泊サービス 17:30～翌9:30
通常の事業の実施地域	八戸市
登録定員	29名
利用定員	通いサービス 15名 宿泊サービス 8名

(4) 設備等の概要

居室・設備の種類	室数	備考
宿泊室（個室）	8室	8.88㎡ 5室 9.25㎡ 1室 12.00㎡ 1室 24.48㎡ 1室
居間・食堂（共同）	1室	72.13㎡
相談室	1室	8.55㎡
浴室	個浴1室 特殊浴室1室	個浴4.5㎡ 特殊浴室 24.4㎡

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

※営業時間について：通いサービスは営業時間を超えて提供できません。

※送迎について：極力、ご希望のお時間に伺いますが時間指定はできません。

※宿泊について：事前にご予約されている予定以外で当日の急な宿泊希望につきましては、14時までにご連絡ください。（空室がない場合はお受けできませんのでご了承ください。）

※定員について：通い、宿泊ともに定員を超える日は、あらかじめ調整させて頂く事があります。

2（事業の方針）

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持向上に努めます。また、心身の特性を踏まえて、通いや訪問、宿泊を組み合わせることで、サービスを提供することで、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等に努めます。

3（施設の目的）

- （1）利用者の要介護状態の軽減若しくは予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うよう努めます。
- （2）利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- （3）利用者の所在する八戸市、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス、福祉サービスを提供する者及び地域住民等との連携に努めます。
- （4）看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医への情報提供を行うものとします。

4（事業者の職員体制）

職 種	常 勤	非 常 勤	計
管 理 者	1 名（兼務）		1 名
計画作成担当者			
看 護 師	3 名		3 名
准 看 護 師			
介 護 職 員	7 名		7 名
事 務 職 員		1 名	1 名
宿 直 者	2 名 ※		2 名

※1 名はオンコール体制

5（看護小規模多機能型居宅介護の内容）

（1）通いサービス

- ア 日常生活の援助
 - ① 移動の介護
 - ② 養護（静養）
 - ③ その他必要な介護
- イ 健康のチェック
血圧測定、利用者の全身状態の把握等
- ウ 機能訓練
 - ① 運動機能回復訓練
 - ② 口腔機能回復訓練
- エ 食事介助
 - ① 食事の提供
 - ② 食事の準備、後片付け
 - ③ 食事摂取の介助
 - ④ その他必要な食事の介助
- オ 入浴介助
 - ① 入浴又は清拭
 - ② 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
 - ③ その他必要な入浴の介助

カ 排せつ介助

利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行います。

キ 余暇活動

- ① レクリエーション
- ② グループ活動
- ③ 行事活動
- ④ 園芸活動
- ⑤ 趣味活動
- ⑥ 地域活動への参加

ク 送迎支援

利用者の希望により、利用者の自宅と事業所間の送迎を行います。

(2) 訪問サービス

ア 介護サービス

- ① 入浴、排せつ、食事、清拭、体位変換等の身体の介護
- ② 調理、住居の掃除、生活必需品の買い物等の生活援助
- ③ 安否確認、見守り

イ 看護サービス

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事及び排せつ等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(3) 宿泊サービス

利用者を事業所に宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話を行います。

(4) 相談、援助等

- ① 日常生活に関する相談、助言
- ② 利用者の家族に対する相談、助言
- ③ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④ 住宅改修に関する情報の提供
- ⑤ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥ 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦ 家族や地域との交流支援
- ⑧ その他必要な相談、助言

6 (サービス利用料金)

- (1) 当事業所の利用料は、別紙1の【看護小規模多機能 ケアパークこうよう 利用料金表】のとおりです。
- (2) サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用を記した文書を交付して説明し、同意を得ます。

7（緊急時等における対応方法）

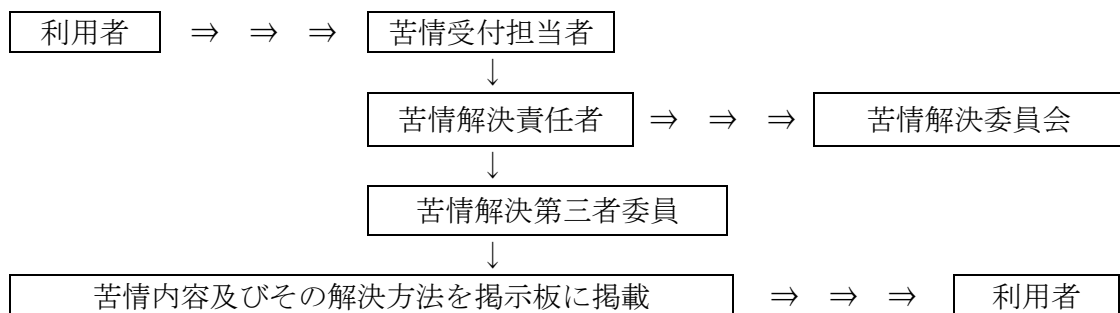
サービスの提供中に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医等と連絡を取る等必要な処置や援助を行います。

8（サービスに関する苦情・処理体制）

（1）事業者入所相談、苦情担当

電 話 番 号	0 1 7 8 - 4 5 - 1 5 7 3
苦情解決担当者	小泉 裕子
苦情受付担当者	北川 田佳子

（2）苦情処理体制



（3）高齢者虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑤ 利用者とその家族、従業者からの相談窓口を置き、それを周知します。
- ⑥ 事業所はサービス提供中に当該時証書従業者または擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

（4）その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

一 八戸市介護保険課

TEL 0178-43-9292（直通）

二 青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

TEL 017-723-1336

9（看護体制）

利用者の重度化等に伴う医療ニーズの増大等に対応するため、夜間はオンコール体制にて24時間連絡体制を確保し、緊急時に対応をします。

10（協力病院等）

① 於本病院

八戸市大工町10

TEL 0178-43-4647

②スマイル歯科医院

八戸市南類家1-12-4

TEL 0178-24-6000

1.1 (事故発生時の対応)

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではないものとします。

1.2 (地域との連携等)

- (1) 運営に当たっては、地域住民との連携、協力を行うなど地域との交流に努めます。
また、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、行政・地域包括支援センターの職員等により構成される運営推進会議を設置し、概ね2月に1回以上、看護小規模多機能型居宅介護のサービスの提供状況等を報告し、運営推進会議の評価を受けます。
- (2) 事業所は、(1) の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

1.3 (非常災害対策)

防火責任者の指導により全職員が対応致します。

- (1) 非常災害に備えて必要な設備を設け、消防計画及び地震、風水害に対処する防災・避難計画を作成し、対策の万全を期します。
- (2) 非常災害に備え、少なくとも1年に2回は避難、救出その他必要な訓練等を行います。

1.4 (業務継続計画の策定等)

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.5 (身体拘束等について)

事業所は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

ご利用に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

＜事業者名＞ 社会福祉法人 信和会
看護小規模多機能 ケアパークこうよう
＜住 所＞ 青森県八戸市江陽二丁目 1 番 3 2 号

＜説 明 者＞

氏 名

私は、本書面により、事業者から看護小規模多機能型居宅介護の利用について重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

＜住 所＞

＜氏 名＞

※代筆の場合の理由

☐ ペンを持つことができない ☐ 認知症のため
☐ その他 ()

代理人

＜住 所＞

＜氏 名＞

＜続 柄＞